

琉球大学における競争的研究費の直接経費から研究代表者（PI）等の
人件費の支出における活用方針

令和7年2月15日
学 長 裁 定

1. 趣旨

「琉球大学における競争的研究費の直接経費から研究代表者（PI）等の人件費の支出に係る取扱要項」に規定するPI 等人件費相当財源の活用方針を以下のとおり定める。

2. 目標

本学の研究力向上のために、安定した雇用のもと研究者が研究に専念できるようにし、若手研究者をはじめとした優秀な研究人材の確保や研究者が研究に集中できる環境の整備を行う。

3. 目標を達成するための財源の使途・活用策

(1) 研究代表者（PI）等へのインセンティブ（50%以内）

- ・手当支給によるPI等の処遇改善
- ・研究力を継続・発展させるための研究資金支援

(2) 本法人の研究力向上に資すると学長が認めるもの

- ・多様かつ継続的な研究を支えるための研究環境の整備
- ・若手研究者の雇用
- ・リサーチアシスタントの人件費や研究支援員経費
- ・共用研究設備整備

4. 活用にあたっての留意事項

- (1) 直接経費の使途は、研究費を獲得した研究者が自らの責任において研究の着実な遂行のために判断するものであり、本学は直接経費からの人件費支出を強制しない。
- (2) 各配分機関による競争的研究費制度において、研究代表者（PI）等の人件費の支出について別の定めがある場合には、その定めに従う。
- (3) 本方針については、全学的な活用・実施状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。
- (4) 本方針に掲げる目標の達成に向け、人事給与マネジメントの改善等と併せて取り組むこととする。

5. 庶務

PI 等 人件費相当財源の活用に関する庶務は、総合企画戦略部研究推進課において処理する。

6. 改廃

この活用方針の改廃は、学長が行う。